

「韓国の付加価値税インボイス制度の現状と課題」

日本大学法学部教授・税理士 阿部 徳幸

I. はじめに

II. 韓国付加価値税の概要

1. 納税義務者(法3①)

次の各号のいずれかに該当する者として、個人、法人（国家・地方自治団体と地方自治団体組合を含む）、法人格のない社団・財団又はその他の団体は、この法律により付加価値税を納付する義務がある。〈改正2020.12.22.〉

1. 事業者
2. 財貨を輸入する者

- 事業者…事業目的が営利であるか非営利であるかにかかわらず、事業上独立して財貨または用役を供給する者をいう(法2三)。
- 財貨…財産価値のある物品及び権利をいう(法2一)。

2. 課税の対象(法4①)

付加価値税は、次の各号の取引に対して課税する。

1. 事業者が行う財貨または用役の供給
2. 財貨の輸入

- 用役…財貨の他に財産価値のあるすべての役務とその他の行為をいう(法2二)。

3. 事業者登録(法8①)

事業者は、事業所ごとに大統領令で定めるところにより、事業開始日から20日以内に事業所管轄税務署長に事業者登録を申請しなければならない。ただし、新規に事業を開始しようとする者は、事業開始日以前でも事業者登録を申請することができる。

執行基準 8-0-1 【事業者登録の意味】

事業者登録とは、付加価値税業務の効率的な運営のために納税義務者の事業に関する一連の事項を税務官署の公簿に登録するものであり、事業者登録証の発行が当該事業者にとって特定事業を許可したり、事業経営に関する権利を認めるものではない。

●執行基準とは

「付加価値税執行基準」は付加価値税法と基本通則を基本土台として判例・質疑応答等様々な事例を反映して整理し、基本通則を補完する実務指針に該当します。  
※本執行基準冊子は2022年9月基準の税法内容と基本通則及び判例・質疑応答を基に作成されたものであり、隔年を周期で発刊しており、この冊子発刊以後税法令等が変更されることがあります。この冊子に掲載されている内容を参考にして申告したり、実際の業務を執行する場合、関連法令・例規などを正確に確認して適用してください。

●訓令と例規

事務処理規定施行規則第3条(文書作成の原則)

施行令第7条の規定による文書は、次の区分に従って作成する。

- 1号：法規文書は条文形式で作成し、累年の一連番号を使用する。
- 2号：指示文書は、次の区分により作成する。

#### イ. 訓令

上級機関が下級機関に対し、長時間にかけてその権限の行使を一般的に指示するために発する命令であって、条文形式又は別紙第1号の2様式の施行分形式により作成し、累年の一連番号を使用する。

#### ハ. 例規

行政事務の統一を期するため反復的行政事務の処理基準を提示する法規文書以外の文書であって、条文形式又は施行分形式により作成し、累年の一連番号を使用する。

### 4. 課税標準と税率

#### (1) 課税標準(法 29)

- ①財貨又は用役の供給に対する付加価値税の課税標準は、当該課税期間に供給した財貨又は用役の供給価額を合わせた金額とする。
- ②財貨の輸入に対する付加価値税の課税標準は、その財貨に対する関税の課税価格と関税、個別消費税、酒税、教育税、農漁村特別税及び交通・エネルギー・環境税を合わせた金額とする。
- ⑦事業者が財貨又は用役を供給し、その対価で受けた金額に付加価値税が含まれているかが明らかでない場合には、その対価で受けた金額に110分の100を掛けた金額を供給価額とする。

#### 執行基準 29-0-1 【付加価値税課税標準】

課税標準とは、課税期間が経過して抽象的に発生した納税義務を具体化するために当該課税期間に対する税額算出の基準となる課税物件の価額をいい、**前段階税額控除方式を選択している付加価値税**の課税標準は、売上税額の算出基準である財貨または用役の供給価額となる。

#### 執行基準 29-0-2 【供給価額の計算】

- ①供給価額は取引相手方から受け取った代金、料金、手数料、その他の名目にかかわらず財貨または、役務を受けた者から受け取るすべての金銭的価値のあるものを含みますが、付加価値税は含みません。

#### (2) 税率(法 30)

付加価値税の税率は10%とする。

#### (3) 免税取引

#### ①財貨又は用役の供給に対する課税の免除(法 26)

- ①次の各号の財貨または用役の供給に対しは付加価値税を免除する。
  1. 未加工食料品および韓国で生産された食用に加工されていない農産物・畜産物・水産物・林産物など
  2. 水道水
  3. 煉炭と無煙炭
  4. **女性用生理用品**
  5. 医療保健役務(獣医師の役務提供を含む)と血液
  6. 教育役務
  7. 旅客運送役務、ただし、航空機、高速バス、貸切りバス、タクシー、特殊自動車、特殊船舶または高速鉄道による旅客運送役務を除く。
  8. 図書(図書貸与役務を含む)、新聞、雑誌、官報、ニュース通信振興に関する法律にともなうニュース通信および放送として一定のもの。ただし、広告は除く。
  9. 切手(収集用切手は除く)、印紙、証紙、宝くじおよび公衆電話

10. 煙草事業法第2条に規定する一定の煙草
11. 金融・保険役務のうち銀行業・証券業・信託業・投資信託業・投資信託業・投資会社業・質屋業など金融・保険役務として一定のもの
12. 住宅とこれに対し付随する土地の賃貸役務として一定のもの
13. 住宅法に規定する共同住宅子供の家の賃貸役務
14. 土地
15. 著述家・作曲家やその他の自由職業家が提供する人的役務として一定のもの
16. 芸術創作品、芸術行事、文化行事または、アマチュア運動競技として一定のもの
17. 図書館、科学館、博物館、美術館、動物園、植物園、その他一定のものに対する入場料
18. 宗教、慈善、学術、救護、その他の公益を目的とする団体が供給する財貨または役務として一定のもの
19. 国家、地方自治体または地方自治体組合が供給する財貨または役務のうち一定のもの
20. 国家、地方自治体、地方自治体組合または一定の公益団体に無償で供給する財貨または役務

## ②輸入貨物に対する免税(法 27)

1. 大統領令で定める未加工食品(農産物、畜産物、水産物、食用林産物を含む)で一定のもの
2. 図書、新聞、雑誌で一定のもの
3. 大韓民国教育放送公社法に基づき、学術研究機関、教育機関、韓国教育放送公社または文化団体が輸入する科学、教育及び文化に関する物品でいっていのもの
4. 大統領令で定める宗教、慈善、救護、その他公益を目的として、海外から宗教団体、慈善団体、または救済団体に寄贈された物品
5. 海外から国、地方公共団体、地方自治体協会に寄贈された物品
6. 居住者が受領する少額物品として関税が免除される物品
7. 引越し、出入国、相続により輸入された貨物で、関税法の規定により関税が免除され、又は簡易税率が適用されるもの
8. 関税法により関税が免除され、又は簡易税率の適用を受ける旅行者の機内持込み手荷物、無印品及び郵便物
9. 輸入品及び広告物品としての免税品の見本
10. 韓国で開催される見本市、展示会、見本市、映画祭、または同様のイベントで使用するために無料で輸入された関税が免除される商品
11. 条約、国際法または慣習に従って関税を免除される商品で一定のもの
12. 輸出後、再輸入される貨物で関税の減免の対象となるもので一定のもの(ただし、関税の引き下げの場合には、その減税の割合のみが免除されるものとする)
13. 再輸出の対象であり、関税の引き下げの対象となる物品の一時輸入品(ただし、関税の引き下げの場合には、その割合のみが免除される)で一定のもの
14. 一定のたばこ
15. 関税

## 5. 税金計算書等(法 32)

- ①事業者が財貨又は用役を供給(付加価値税が免除される財貨又は用役の供給は除く)する場合には、次の各号の事項を記した計算書(以下「税金計算書」という。)をその供給を受ける者に発行しなければならない。
  1. 供給する事業者の登録番号と氏名又は名称

2. 供給者の登録番号。ただし、供給される者が事業者でないか、登録した事業者でない場合には、大統領令で定める固有番号又は供給される者の住民登録番号
  3. 供給価額と付加価値税額
  4. 作成年月日
  5. その他大統領令で定める事項
- ② 法人事業者と大統領令で定める個人事業者は、第 1 項により税金計算書を発給するには、大統領令で定める電子的方法で税金計算書（以下「電子税金計算書」という。）を発行しなければならない。
  - ③ 第 2 項の規定により電子税計算書を発行したときは、大統領令で定める期限までに大統領令で定める仕様の電子税金計算書を国税庁長に転送しなければならない。
  - ④ 第 2 項にかかわらず、「電気事業法」第 2 条第 2 号による電気事業者が産業用電力を供給する場合など大統領令で定める場合、当該事業者は、大統領令で定めるところにより電子税金計算書であることを記載した計算書を発行し、電子税金計算書ファイルを国税庁長に転送することができる。この場合、第 2 項により電子税計算書を発行し、第 3 項による発給仕様により送信したものとみなす。
  - ⑤ 電子税金計算書を発行しなければならない事業者でない事業者も、第 2 項及び第 3 項により電子税金計算書を発行し、電子税金計算書発行明細を転送することができる。
  - ⑥ 委託販売又は代理人による販売等大統領令で定める場合には、第 1 項にもかかわらず当該財貨又は用役を供給する者である又は供給される者でない場合にも、大統領令で定めるところにより税金計算書又は電子税金計算書を発行又は発給できる。
  - ⑦ 税金計算書又は電子税金計算書の記載事項を錯誤により誤記があったり、税金計算書又は電子税金計算書を発行した後、その記載事項に関して大統領令で定める事由が発生した場合、大統領令で定めるところにより修正した税金計算書（以下、「修正税金計算書」という）または修正した電子税計算書（以下「修正電子税金計算書」という。）を発行することができる。
  - ⑧ 税金計算書、電子税金計算書、修正税金計算書及び修正電子税金計算書の作成及び発行に必要な事項は、大統領令で定める。

#### 執行基準 32-0-1【税金計算書】

税金計算書とは、取引徴収義務者\*である事業者が財貨またはサービスを供給するときに、それに対する付加価値税を取引相手方から徴収した事実を証明するために発行する計算書をいい、財貨の輸入時、税関長が輸入者から付加価値税を徴収して発行する輸入税計算書を含む。

\*

#### 第 31 条【取引徴収】

事業者が財貨または役務を供給する場合には第 29 条第 1 項に規定する供給価格額に第 30 条に規定する税率を適用して計算した付加価値税を財貨または役務を供給される者から徴収しなければならない。

#### 執行基準 32-0-2【税金計算書の機能】

区分	具体的な機能
・ 税領収書	・ 事業者が課税対象取引に対する付加価値税を徴収したことを証明
・ 請求書・領収書	・ 外貨取引による請求書、現金取引による領収書の役割
・ 請求書	・ 事業者が供給した具体的な財貨又は用役を表示
・ 証明書類	・ 事業者が供給された商品又は用役を確認できる証拠資料

・ 課税資料	・ 課税官庁に提出され、根拠課税及び公平課税の基礎資料として活用
--------	----------------------------------

**執行基準 32-0-3 【税金計算書発行義務者の範囲】**

- ①財貨又は用役を供給し、税金計算書を供給される者に発給しなければならない者は納税義務者で登録した一般事業者なので、未登録事業者、簡易課税者、免税事業者、廃業者は税金計算書を発行できません。
- ②共同購入・委託販売等例外的な場合には、簡易課税者、免税事業者、固有番号を付与された者も取引相手方の仕入税額控除のために自己が発行された税金計算書の供給価額範囲内で税金計算書を発行することができる。

**執行基準 32-67-1 【税金計算書記載事項】**

必要な記載事項	任意の記載事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供給する事業者の登録番号と氏名又は名称</li> <li>・ 供給を受ける者の登録番号</li> <li>・ 供給価額と付加価値税額</li> <li>・ 作成年月日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供給する者の住所</li> <li>・ 供給される者の商号・氏名・住所</li> <li>・ 供給者及び供給される者の業態・種目</li> <li>・ 取引種類、供給品目、単価と数量</li> <li>・ 供給年月日、その他</li> <li>・ 事業所単位課税者の場合、実際に財貨または役務を供給するか供給をされる従たる事業所の所在地及び商号</li> </ul>

**執行基準 32-68-1 【電子税金計算書制度概要】**

電子税計算書とは、財貨・用役を供給した事業者が全社的企業資源管理設備（ERP）、電子税計算書発行システム等公認認証を通じて電子的方法（オンライン）で税金計算書を発行し、その仕様の電子税計算書を国税庁長に転送する制度をいう。

**執行基準 32-68-2 【電子税金計算書発行義務者及び発行方法】**

- ①法人事業者と直前年度の事業所別財貨及び用役の供給価額（免税供給価額を含む）の合計額が3億ウォン以上（2022.7.1以後、財貨または用役の供給分からは2億ウォン以上、2023.7.1以後、財貨または用役の供給分からは1億ウォン以上）の個人事業者は発給義務があり、その他の事業者は選択によって電子税計算書を発行することができる。

②電子税計算書の発行方法

- ア. 全社的企業資源管理設備（ERP）：「電子取引基本法」による標準認証を受けた設備を利用する
- イ. 大規模事業者がすでに構築している ERP システムに電子税計算書発行及び国税庁の転送まで可能に開発されたシステム
- ウ. 発行システム 賃貸事業者（ASP）：電子税計算書発行システムを開発し、そのシステムの提供を主業とする賃貸事業者（ASP）のシステムに接続して発行及び国税庁に転送する方法。一定額の手数料がかかる。
- エ. 国税庁長が構築した電子税計算書発行システム（ホームタックス）を利用する方法
- ・ 別途システム開発なしですべての事業者が無料で利用可能
  - ・ ホームタックス（www.hometax.go.kr）に公認証明書としてログインし、税金計算書を作成して取引先に発行（e-mail）
- オ. 国税庁システムを利用する場合、すぐに国税庁システムに入力処理されるので、別途送信手順は必要ありません。
- カ. その他の発行方法
- 別途システム構築なしで電話 ARS 方式（局番なし 126）及び税金計算書発行になるよ

うに整備された現金領収書、クレジットカード端末を利用して電子税計算書を発行し、国税庁に転送する方法

- ③管轄税務署長は、個人事業者が電子税計算書義務発行個人事業者に該当する場合には、第 2 項にしたがって、電子税計算書を発行しなければならない期間が始まる 1 ヶ月前まで、事業者には通知しなければならない。
- ④個人事業者が電子税計算書を発行しなければならない期間が始まる 1 ヶ月前までの第 3 項による通知を受け取らなかった場合には、通知書を受け取った日が属する月の翌月 1 日から電子税金計算書を発行しなければならない。

#### 執行基準 32-68-3 【電子税金計算書の発行時期と送付期限】

##### ①発行時期

1. 紙税計算書と同様に財貨又は用役を供給するとき「付加価値税法」第 15 条から第 17 条で定める時期に電子税金計算書を発行する。
2. 月計で発行する税金計算書等の場合、例外的に「付加価値税法」第 34 条（税金計算書発行時期）による供給時期が属する来月 10 日までに電子税金計算書を発行することができる。
3. 発行期限（10 日）が土曜日または祝日の場合は、直ちに翌営業日までに発行

##### ②送信期限

1. 供給時期ごとに発行された電子税金計算書、月合計電子税金計算書と修正発行された電子税金計算書は、その発行日の翌日まで国税庁に送信しなければならない。
2. 修正税金計算書の場合、当初発行された電子税金計算書の送信期限が適用されるものではなく修正税金計算書自体の作成年月日又は電子署名日を基準に翌日までに送信しなければならない。

##### ③転送の内訳

電子税金計算書の必要な記載事項及び任意的記載事項等、税金計算書原本に準ずる事項

#### ●電子税金計算書と電子計算書

- 電子税金計算書…課税取引等に対し付加価値税法第 32 条第 2 項において定められた電子的方法により発給する税金計算書のこと
- 電子計算書…免税取引等に対し所得税法第 163 条第 1 項及び法人税法第 121 条第 1 項により法令に定められた電子的方法により発給する計算書のこと

#### 6. 税金計算書発行義務の免除等（法 33）

- ①第 32 条にかかわらず、税金計算書（電子税金計算書を含む。以下同じ）の発給が困難な場合又は税金計算書の発給が不要な場合など大統領令で定める場合には、税金計算書を発給しないことができる。
- ②第 32 条にかかわらず、大統領令で定める事業者が第 46 条第 1 項の規定によるクレジットカード売上伝票等を発行した場合には、税金計算書を発行しない。

#### 執行基準 33-71-1 【税金計算書発行義務の免除】

- ①タクシー運送、露店または行商をする事業者が供給する財貨または用役
- ②無人自動販売機を通じて供給する財貨または用役
- ③電力や都市ガスを実際に消費する者（事業者ではない者）のために電気事業者または都市ガス事業者から電力またはガスを供給される名義者
- ④道路及び関連施設運営用役を提供する事業者（税金計算書発行要求時を除く）

- ⑤小売業（税金計算書要求時を除く）または風呂・理髪・美容業を営む者
- ⑥みなし供給財貨（自己供給、個人的供給、事業上贈与、廃業時の残存財貨）
- ⑦次のゼロ税率が適用される財又はサービス
  - 1. 輸出する財貨（国内で購入した原料を代価なく国外受託加工事業者に搬出して加工された財貨を譲渡する場合にその原料の搬出、内国信用状・購入確認書により供給したり、韓国国際協力団、韓国国際保健医療財団及び大韓赤十字社に供給する財貨は除く）
  - 2. 国外提供用役と船舶、航空機の外国航行用役のうち供給される者が国内事業所のない非居住者または外国法人の場合、航空機による外国航行用役、「航空法」による商業書類送達用役
  - 3. その他の外貨獲得事業
    - ア. 国内事業所がない、またはこれと関連のない外国法人または非居住者に供給する財またはサービス
    - イ. 外国を航行する船舶、航空機、遠洋漁船に供給するゼロ税率適用対象財貨または用役（供給される者が国内事業所のない外国法人又は非居住者に限る）
    - ウ. 国内駐在外国政府機関・国際連合軍又は米国軍に供給する財貨又は用役
    - エ. 一般旅行業者が外国人観光客に供給する観光斡旋サービス
    - オ. 外国人向け観光記念品販売業者が外国人観光客に供給する観光記念品
- ⑧不動産賃貸用役のうち、見積賃料
- ⑨公認認証機関が「電子署名法」第 15 条により公認認証書を発行する用役（事業者として税金計算書を要求する場合を除く）
- ⑩「付加価値税法」第 53 条の 2 第 3 項により簡易事業者登録をした事業者が国内に供給する電子的サービス
- ⑪供給される者にクレジットカード売上傳票等を発行した場合、当該財貨又は用役
- ⑫不当に低い対価を受けたり、対価を受けずに付加価値税課税標準に含まれる価額
- ⑬他に国内事業所がない非居住者又は外国法人に供給する財又は用役（事業者であることを証明する書類を提示し、税金計算書を要求する場合を除く）

## 7. 税金計算書の発行時期（法 34）

- ①税金計算書は、事業者が第 15 条及び第 16 条による財貨又は用役の供給時期に財貨又は用役を供給される者に発給しなければならない。
- ②第 1 項にかかわらず、事業者は、第 15 条又は第 16 条による財貨又は用役の供給時期になる前第 17 条によるときに税金計算書を発行することができる。
- ③第 1 項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、財貨又は用役の供給日が属する月の翌月 10 日（その日が祝日又は土曜日の場合には直近の翌営業日をいう）まで税金計算書を発行できる。
  - 1. 取引先別に 1 か月（1 暦月）の供給価額を合わせて当該月の末日を作成年月日として税金計算書を発行する場合
  - 2. 取引先別に 1 か月以内で事業者が任意に定めた期間の供給価額を合わせてその期間の終了日を作成年月日として税金計算書を発行する場合
  - 3. 関係証明書類等により実際取引事実が確認される場合として、当該取引日を作成年月日として税金計算書を発行する場合

### 第 15 条 商品の供給時期

- ①商品が供給される時期は、次の区分に従って行うものとする。この場合において、特定の取引形態による貨物の供給の時期に関し必要な事項は、大統領令で定める。
  - 1. 商品の譲渡が必要な場合：商品が引き渡された時

2. 商品の移動が不要な場合:商品が利用可能になった時
3. 1、2に該当しない場合:商品の供給が確認された時
- ②第1項の規定にかかわらず、分割払い又は条件付の物品の供給の場合等の物品の供給の時期は、大統領令で定める。

#### 第16条 役務の提供時期

- ①役務の提供時期は、次のいずれかに該当する時とする。
  1. 役務の提供が完了した時合
  2. 施設・権利等の物品を利用した時
- ②第1項の規定にかかわらず、分割又は条件付の役務の提供の場合等の役務の提供の時期は、大統領令で定める。

#### 第17条 財貨・役務の供給時期の特例

- ①事業者が第15条又は第16条の規定による財貨又は役務の供給の時(以下「財貨又は役務の供給の時」という)前に商品又は役務の対価の全部又は一部を受領し、かつ、受領した対価について第32条の規定による税額票又は第36条の規定による領収証を交付したときは、当該税額票の交付の時期をそれぞれ当該商品又は役務の供給時とみなす。〈2017.12.19改訂〉
- ②事業者が財貨又は役務の供給前に第32条の規定による税額票を発行し、当該税額票の発行の日から7日以内に支払を受けたときは、当該税額票が発行された時を財貨又は役務の提供の時期とみなす。
- ③第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する時は、財貨又は役務を供給する事業者が、当該財貨又は役務の供給の時期になる前に第32条の規定による税額票を交付し、当該税額票の交付の日から7日を経過した後に対価を受取ったとしても、当該税金計算書を発給した時を財貨又は役務の供給の時とみなす。〈2017.12.19、2018.12.31、2021.12.8改訂〉
  1. 取引当事者間の契約書に請求時期(税金計算書の発行日)と支払時期が別途記載されており、請求時から支払時までの期間が30日未満の場合。
  2. 商品又は役務の供給時期が、税金計算書の発行日が属する課税期間内(税金計算書の受領者が第59条第2項の規定により早期還付を受けた場合は、税金計算書の発行日から30日以内)に該当する場合。
  - ④商品又は役務を分割等で供給する事業者で大統領令の規定に該当する場合、供給期日前に第32条の規定による税額票又は第36条の規定による領収書を交付する場合には、それぞれ、その発行時期を当該商品又は役務の供給時期とみなす。

#### 8. 領収書等(法36)

- ①第32条にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する自己の財貨又は用役を供給(付加価値税が免除される財貨又は用役の供給は除く)する場合には、第15条及び第16条による財貨又は用役の供給時期に大統領令で定めるところにより、その供給を受けた者に税金計算書を発行する代わりに領収証を発行しなければならない。〈改正2020.12.22.〉
  1. 主に事業者でない者に財貨又は用役を供給する事業者として大統領令で定める事業者
  2. 簡易課税者のうち次のいずれかに該当する者
    - ア. 直前年度の供給対価の合計額(直前課税期間に新規に事業を開始した個人事業者の場合、第61条第2項により換算した金額)が4千800万ウォン未満の者



- イ. 新規に事業を開始する個人事業者として、第 61 条第 4 項により簡易課税者とする最初の課税期間中にある者
- ②第 32 条にかかわらず、「電気事業法」第 2 条第 2 号による電気事業者が産業用でない電力を供給する場合など大統領令で定める場合、当該事業者は領収証を発行することができる。この場合、当該事業者が領収証を発行しない場合は、税金計算書を発行しなければならない。
- ③第 1 項及び第 2 項にかかわらず財貨又は用役の供給を受ける者が事業者登録証を提示し、税金計算書の発給を要求する場合として大統領令で定める場合には、税金計算書を発行しなければならない。
- ④第 1 項及び第 2 項にもかかわらず領収証を発行する事業者は、金銭登録機を設置し、領収証に代わって供給対価を記載した計算書を発行することができる。この場合、事業者が計算書を発行し、当該監査テープを保管した場合には、第 1 項による領収書を発行し、第 71 条による帳簿の作成を履行したものとみなし、現金収入を基準に付加価値税を賦課することができる。〈改正 2020. 12. 22.〉
- ⑤第 46 条第 1 項によるクレジットカード売上傳票等は、第 1 項による領収証とみなす。
- ⑥領収証及び計算書の記載事項及び作成等に必要な事項は、大統領令で定める。

●電子税金計算書と(ペーパー)税金計算書の比較

区 分	電子税金計算書	(ペーパー)税金計算書
発行義務者	・ 法人事業者 ・ 直前年度の供給価額(課税・免税の合計額)が1億ウォン以上である個人事業者	供給価額(課税・免税の合計額)が1億ウォン未満の事業者
発行時期	・ 付加価値税法上の供給時期に発行 ・ 月合計税金計算書等の特例の場合 …翌月の10日まで発行	同左
発行及び保存方法	・ 電子的方法によって発行する ・ 保存義務なし	ペーパーにて発行し、ペーパーにて保存
発行方法	・ 国税庁のホームタックスを利用した発行 ・ 発給代行システム(ERP、ASP)を利用した発給	持参または郵送
受取方法	Eメールなどで受取り	持参または郵送
提出義務	発給日の翌日まで	申告の際、合計表提出
メリット	・ 合計表の個別明細作成義務の免除 ・ 電子税金計算書発給税額控除(一定規模以下*)	—
署名	公認認証書又は保安カード・生体認証(モバイルにて電子署名)	印鑑(必要要件ではない)
その他	取引先の e-mail アドレスを記載すると国税庁に電送する際、自動的に取引相手に電送される	—

\* 一定規模：直前年度における供給価額又は総収入金額が3億ウォン未満の個人事業者が対象、1件当たり200ウォン、年間1百万ウォンが限度

## 9. 納付税額等の計算(法 37)

- ① 売上税額は、第 29 条による課税標準に第 30 条の税率を適用して計算した金額とする。
- ② 納付税額は、第 1 項による売上税額（第 45 条第 1 項による貸倒れ税額を差し引いた金額とする）から第 38 条による仕入税額、その他にこの法律及び他の法律により控除される仕入税額を差し引いた金額とする。この場合、売上税額を超える部分の仕入税額は還付税額とする。
- ③ 第 2 項の規定による納付税額を基準に、事業者が最終納付又は還付を受ける税額は、次の計算式に従って計算する。

納付または還付を受ける税額 = A - B + C

A : 第 2 項による納付税額または払い戻し税額

B : 第 46 条、第 47 条及びその他この法律及び他の法律において定める控除税額

C : 第 60 条及び「国税基本法」第 47 条の 2 から第 47 条の 5 までの定めの規定による加算税

## 10. 控除する仕入税額(法 38)

- ① 売上税額から控除する仕入税額は、次の各号の金額をいう。〈改正 2014. 1. 1.〉
  1. 事業者が**自己の事業のために**使用した又は使用する目的で供給された財貨又は用役に対する付加価値税額（第 52 条第 4 項により納付した付加価値税額を含む。）
  2. 事業者が**自己の事業のために**使用した又は使用する目的で輸入した財貨の輸入に対する付加価値税額
- ② 第 1 項第 1 号による仕入税額は、財貨又は用役の供給を受ける時期が属する課税期間の売上税額から控除する。
- ③ 第 1 項第 2 号による仕入税額は、財貨の輸入時期が属する課税期間の売上税額から控除する。

## 11. 控除しない仕入税額(法 39)

- ① 第 38 条にかかわらず、次の各号の仕入税額は、売上税額から控除しない。〈改正 2017. 12. 19. , 2019. 12. 31. , 2022. 12. 31. 〉
  1. 第 54 条第 1 項及び第 3 項により仕入先別税計算書合計表を提出しなかった場合の仕入税額又は提出した仕入先別税金計算書合計表の記載事項において、取引先別登録番号又は供給価額の全部又は一部が記載されていない、または事実と異なる記載がある場合、その記載事項がない部分または事実と異なる記載部分の仕入税額。ただし、大統領令で定める場合の仕入税額は除く。
  2. 税金計算書又は輸入税計算書を発行されなかった場合又は発行された税金計算書又は輸入税計算書に第 32 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定による記載事項（以下「必要な記載事項」という。）の全部または一部が記載されていない場合、または事実と異なる記載がある場合の仕入税額。ただし、大統領令で定める場合の仕入税額は除く。
  3. 削除 〈2014. 1. 1.〉
  4. **事業と直接関連のない支出として大統領令で定めることに対する仕入税額**
  5. 「個別消費税法」第 1 条第 2 項第 3 号による自動車（運輸業、自動車販売業など大統領令で定める業種に直接営業で使用されるものは除く）の購入と賃借及び維持に関する仕入税額

6. 企業業務推進費及びこれと同様の費用として大統領令で定める費用の支出に係る仕入税額
  7. **免税事業等からの仕入税額**（免税事業等のための投資に係る仕入税額を含む）と大統領令で定める土地に係る仕入税額
  8. 第 8 条による事業者登録を申請する前の仕入税額。ただし、供給時期が属する課税期間終了後 20 日以内に登録を申請した場合、登録申請日から供給時期が属する課税期間起算日（第 5 条第 1 項による課税期間の起算日をいう）まで逆算した期間内のものは、除外する。
- ② 第 1 項により控除されない仕入税額の範囲に関して必要な事項は、大統領令で定める。[実施日：2024. 1. 1.]

#### 大統領令 74 条〔各購入者の納税票の提出を怠った場合の仕入税額の控除〕

法第 39 条第 1 項第 1 号ただし書において「大統領令で定める場合」とは、次に掲げる場合をいう。

1. 国税基本法施行令第 25 条第 1 項の規定により、法 32 の規定により交付された税額票又は法第 46 条第 1 項の規定によるクレジットカード売上票等の受取明細書（情報処理システムにより処理された電子媒体、以下「クレジットカード売上票等」という）。
2. 国税基本法施行令第 25 条第 3 項の規定により、法第 32 条の規定により交付された税額票の受領証が訂正の請求とともに提出され、当該訂正機関が第 102 条の規定により訂正を行った場合
3. 国税基本法施行令第 25 条第 4 項の規定により、法第 32 条の規定により交付された税額票が延滞税額標準申告書とともに提出され、所管の税務署長が決定したとき。
4. 法第 32 条の規定により交付された税金計算書等について、購入者ごとの税金計算書等合計表における各事業者登録番号または供給額が誤って記載されており、発行された税金計算書等によって取引の事実が確認された場合。
5. 事業者は、法第 57 条の規定による更正をする場合には、法第 32 条の規定により交付された税金計算書等又は法第 46 条第 3 項の規定により交付されたクレジットカード販売伝票を、第 102 条の規定による訂正権者の確認の後、当該訂正権者に提出する。

#### 大統領令第 75 条〔税金計算書等に必要な事項が誤って記載された場合の仕入税額の控除〕

<2016. 2. 17、2019. 2. 12、2021. 2. 17、2022. 2. 15、2023. 2. 28 改定>

1. 第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により事業者登録を申請した事業者が、第 11 条第 5 項の規定により事業者登録証の交付を受けた日までの取引について、当該事業者又は代表者の住民登録番号の交付を受けている場合
2. 法第 32 条の規定により交付された税額票の必要事項の一部に誤りがあったが、当該税額票に記載された残りの必要事項又は任意事項により取引の事実が確認された場合
3. 商品またはサービスの供給期間後に発行され、供給期間が属する課税期間の最終申告書の期日までに発行された税金計算書等
4. 法第 32 条第 2 項の規定により交付された電子納税票が国税庁長官に送付されていないが、交付された事実が確認されたとき。
5. 法第 32 条第 2 項の規定による電子税金計算書以外の税金計算書が、商品又は役務の供給の時期の属する課税期間の確定申告の期日までに交付され、かつ、取引の事実も確認された場合
6. 現に商品又は役務を授受した事業所でない事業所を記載した税額票が交付された場合であっても、当該事業所が法第 51 条第 1 項の規定により一括して納付する事業所又は当該事業単位の課税事業単位に該当する事業所である場合において、当該商品又は役務を現に供給した事業者が法第 48 条、第 49 条又は第 66 条並びに第 67 条の規定によ

- り当該課税期間について納付した税額を納税地の税務署長に申告し納付したとき。
7. 商品又は役務の供給の時期が属する課税期間の確定申告書の提出期限後に税金計算書が交付された場合であっても、当該税金計算書の発行日が確定申告書の提出期限の翌日から起算して1年以内であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - A. 国税基本法施行令第25条第1項の規定による税基準変更申告書と同法第25条第3項による訂正訂正請求書を納税請求書とともに提出する場合
    - B. 法第57条の規定により、納税者の管轄の税務署長、納税者を管轄する国税局長又は国税庁の長(以下「納税地の所轄税務署長」という)。
  8. 商品またはサービスの供給時より前に税金計算書が発行された場合であっても、税金計算書の発行日から6か月以内に商品またはサービスの供給時期が到来し、取引の事実が確認され、法第57条に従って税金が支払われた納税地の所轄税務署長が決定または更正された場合。
  9. 次の各号のいずれかに該当する場合において、取引の事実が確認され、取引の当事者が法第48条、第49条又は第66条及び第67条の規定により納税を行った納税地の所轄税務署長に納付した税額を報告し、納付したとき。
    - A. 取引内容が委託販売又は代理販売に該当するにもかかわらず、委託販売又は取引当事者間の契約に基づく代理販売ではない取引として税金計算書が発行された場合
    - B. 取引の実質が委託販売又は代理販売に該当しないにもかかわらず、取引の当事者間の契約に基づき、委託販売又は代理人による販売として税金計算書が発行された場合
    - C. 取引の内容が役務提供の手配・仲介に相当するが、税金計算書が取引として発行され、取引当事者間の契約に基づく役務提供の手配仲介として発行されない場合。
    - D. 取引の内容が役務提供の取り決めに基づき、取引当事者間の契約に基づき、役務提供の手配仲介として税金計算書が発行される場合
    - E. 業務を受託する事業者(役務を提供する事業者に限る)
    - F. 他の事業者から委託を受けた事業者が、当該事業者から当該業務を委託する代金を受け、当該委託された業務の遂行に必要な費用を負担した場合において、当該取引の当事者間の契約に基づき、供給価額から当該費用を除外すべきなのに、当該供給額に計上して税金計算書が発行した場合
  - (g) 法第29条第5項第1項に規定する金額を供給価額に算入しないものとする場合において、当事者間の取引において当該金額を同条第6項に基づくインセンティブ等とみなして供給価額に算入し、税金計算書を交付する場合
  10. <2022. 2. 15>を削除します。
  11. 法第3条第2項の規定により付加価値税の納付義務を負う受託者が、物品又は役務の受取人である荷受人に交付する税額票の売上税額から付加価値税の額を控除しようとする場合において、取引の事実が確認され、かつ、当該財貨又は役務を提供した者が法第48条、第49条又は第66条、第67条の規定により納税地の税務署長に申告し、納付した場合
  12. 法第3条第3項の規定により付加価値税の納付義務を負う荷送人が、当該荷受人を財貨又は役務の受取人として交付する税額票の売上税額から付加価値税の額を控除しようとする場合において、取引の事実が確認され、かつ、当該財貨又は役務を供給した者が法第48条、第49条又は第66条及び第67条の規定により納税を行う管轄区域の税務署長に申告し、納付した場合

大統領令第77条〔事業に直接関係しない支出〕

法第39条第1項第4項の規定により事業に直接関係しない支出の範囲は、所得税法施行令第78条又は法人税法施行令第48条、第49条第3項及び第50条に定めるところによる。

所得税法施行令第78条〔業務以外の支出〕

法第 33 条第 1 項第 13 号中「事業に直接関係しないと認められる金額」とは、次のいずれかをいう。〈1998 年 4 月 1 日改定、1999 年 12 月 31 日改定、2008 年 2 月 29 日改定、2010 年 2 月 18 日改定、2010 年 12 月 30 日改定、2023 年 2 月 28 日改定〉

1. 事業に関係のない資産の取得及び管理に伴って事業者が負担する取得費、維持費及び修繕費及びこれらに関する必要経費
2. 事業主が直接使用せず、主に他人(従業員を除く)が使用する土地・建物等の維持修繕費及びこれに関連する支出
3. 事業主が事業に関係のない資産を取得するために借り入れた金額に対して支払われる利息
4. 事業主が事業と関係のない法人事業推進費に要した費用
- 4 の 2 事業者が提供する刑法または国際商取引における外国公務員贈賄防止法に基づく賄賂にあたる金銭及び非金銭資産及び経済的利益の総額
- 4 の 3. 労働組合及び労働関係調停法第 24 条第 2 項及び第 4 項に違反して使用者が支払った給与
5. 経済財政省令で定める 1 号から 4 号まで、2 号から 4 号まで及び 3 から 4 までによる支出

法人税法施行令第 48 条[連帯経費の不納付]

①法人が次の基準に従って、法人以外の者と同一の団体又は事業を共同して運営し、又は運営した結果、その持分の額を超えて法人が負担した金額は、当該法人の所得金額の計算に当たっては、当該法人の所得に算入しない。〈2000.12.29, 2007.2.28, 2008.2.22, 2008.2.29, 2010.2.18, 2016.2.12, 2019.2.12, 2023.2.28 を改定しました〉

1. 出資により特定事業を共同して運営する場合に占める、総出資額に占める法人の出資額の割合
- 2 第 1 号以外の事項については、当該団体の事業に係る全ての法人等(以下この節において「非株主組合」という。
  - A. 第 2 条第 8 項各号に非株主合併会社間に関係がある場合:前事業年度又は当該事業年度の売上高総額に占める当該法人の売上高の総額の割合及び当該法人が選択した総額(一方の合併会社が他の合併会社の株式を保有している場合には、当該株式の帳簿価額を除き、以下本項でいう)と法人の売上高(総資産額を選択した場合は、当該事業年度から連続する 5 事業年度まで適用するものとする)に対する総資産価値(当該合併会社が他の合併会社の株式を保有している場合には、当該株式の帳簿価額を除き、以下本項でいう。ただし、共同行事費、共同購入費等経済財務省令で定める費用については、出席者数及び購入金額は、経済財務省令で定める基準による場合がある。
  - B. 非暫定株主の場合:非株式保有合併事業間の合意による株式の割合。ただし、対応する比率がない場合は、類似の比率の対象となる場合がある。
3. 〈2008.2.22〉削除

②第 1 項の規定の適用に当たっては、売上高の範囲その他の出資額の算定に関し必要な事項は、経済財務省令で定める。〈2008 年 2 月 29 日改定〉

法人税法施行令第 49 条〔事業等に関係のない資産の範囲〕

①法第 27 条第 1 項中「大統領令で定める財産」とは、次に掲げる資産をいう。〈1999 年 12 月 31 日改定、2000 年 12 月 29 日改定、2005 年 2 月 19 日改定、2008 年 2 月 29 日改定、2011 年 6 月 3 日改定〉

1. 次のいずれかに該当する不動産、ただし、法令により使用が禁止又は制限されている不動産、資産流動化に関する法律に基づき証券化業者が登録した資産流動化計画

に基づき譲渡される不動産、その他経済財務省令で定めるやむを得ない事由がある物件は除く。

- A. 法人の事業に直接使用されない不動産。ただし、経済財務省が定める期間(以下この条において「猶予期間」という)の満了前の期間にある不動産は除く。
  - B. 猶予期間中に譲渡された不動産で、法人の事業に直接使用されていないものただし、経済財政省令で定める不動産販売業を主たる事業とする法人の場合は除く。
2. 次のいずれかに該当する動産
- A. 書画と骨董品。但し、装飾環境の美化を目的とし、事業所の廊下など、多くの人の目に触れる空間への配置を目的とするものは除外する。
  - B. 事業に直接使用されない自動車、船舶、航空機但し、抵当権の履行のために取得した船舶その他の債権が経過して3年以内のものなど、経済財政省令で定めるやむを得ない事由がある船舶及び航空機は除く。
- C. 法人の他の資産に類似し、法人の事業に直接使用されていない資産
- ②財産が第1項第1号の規定に該当するかどうかの判断に関し必要な事項は、経済財務省令で定める。〈2008.2.29改訂〉
  - ③法第27条第1項中「大統領令で定める額」とは、第1項の資産の取得及び管理に要する費用、維持修繕費及びこれらに要する費用をいう。〈2011年6月3日改定〉

#### 法人税法施行令第50条〔業務以外の支出〕

- ①法第27条第2項において「大統領令で定める額」とは、次のいずれかに該当する支出の額をいう。〈2009年2月4日改定、2010年12月30日改定、2019年2月12日改定〉
  - 1. 法人が直接使用せず、主として他人(株主等でない役職員及び少数株主等である役職員を除く。ただし、大小事業者との共生の推進に関する法律第35条の規定により、法人が中小企業(製造業の事業を営む者に限る)に事業を譲渡するために中小企業に無償で貸与する生産設備に係る支出を除く。
  - 2. 当該法人又は出資者の株主(少数株主等を除く)である取締役又はその親族が使用する私邸の維持管理費に係る費用
  - 3. 第49条第1項の規定のいずれかに該当する資産の取得のために生ずる資金の借入に係る費用
  - 4. 当該法人が寄附する国際商取引における外国公務員等贈賄防止法に定める賄賂にあたる金銭及び非金銭資産及び経済的利益の総額
  - 5. 労働組合及び労働関係調停法第24条第2項及び第4項に違反して支払われた給与
- ②第1項第1項及び第2項において「少数株主等」とは、発行済株式総数又は出資総額の100分の1未満の株式を所有する株主等(当該法人の国又は地方公共団体以外の支配株主等の関係者であって「少数株主等」という者を除きます。〈2012.2.2、2019.2.12改訂〉
- ③法第19条第2項の規定のいずれかに該当する社債の処分による損失は、利益に算入しない。〈制定日 2019.2.12〉  
[全文改訂 2008.2.22]

#### 執行基準 39-0-1 【控除されない仕入税額の範囲】

- ①一般的な不控除仕入税額
  - 1. 仕入先別税金計算書合計表を提出しない場合の仕入税額又は提出した仕入先別税金計算書総計表の記載事項のうち、取引先別登録番号または供給価額の全部または一部が記載されてなかったか、事実とは異なる記載の仕入税額

2. 税金計算書を発行されなかった場合又は発行された税金計算書に必要な記載事項の全部または一部が記載されていない、または事実と異なる記載されている者の仕入税額
  3. 事業と直接関係のない支出に対する仕入税額
  4. **非営業用乗用自動車の購入、賃借及び維持に係る仕入税額**
  5. **接待費及びこれに類する費用の支出に係る仕入税額**
  6. 付加価値税が免除される財貨又は用役を供給する事業（付加価値税が課税されない財貨またはサービスを供給する事業を含む）に関連する仕入税額（投資に関連する仕入税額を含む）
  7. 土地の造成等のための資本的支出に係る土地関連仕入税額
  8. 事業者登録を申請する前の仕入税額（ただし、供給時期が属する課税期間が終了後 20 日以内に事業者登録を申請した場合、登録申請日から供給時期が属する課税期間の起算日まで逆算した期間以内のものは除く）
- ②月合計税金計算書に含まれる登録前の仕入税額  
事業者が財貨または用役を供給した者から登録前の購入分が含まれる月合計税金計算書を発行されたときに当該月計税計算書に含まれる法第 39 条第 1 項第 8 号の事業者登録前仕入税額は控除しない。
- ③課税対象ではない取引に対する仕入税額  
事業者が免税または非課税の財貨または用役を受け取り、課税取引と誤認して付加価値税を負担して発行された税金計算書の仕入税額は、売上税額から控除しない。
- ④免税事業のための財貨の購入に関連する仕入税額は控除されないものや、付加価値税課税事業に使用するために免税財貨を購入しながら発生した付帯費用関連仕入税額は売上税額から控除される。

**執行基準 39-78-1 【非営業用乗用自動車の購入・賃借・維持関連仕入税額不控除範囲】**

- ①不控除事業の範囲  
運輸業、自動車販売業、自動車賃貸業、自動車運転学校業、「警備業法」第 2 条第 1 号ラ目による機械警備業務を行う経費およびこれと類似の業種を除く事業に関連する非営業用乗用車の購入・賃借・維持関連仕入税額は控除しない。
- ②不控除乗用車の範囲  
「個別消費税法」第 1 条第 2 項第 3 号による自動車すなわち個別消費税が課税される乗用自動車をいう。
- ③乗用自動車関連仕入税額の控除可  
運輸業等に該当しない事業を営む者が他人所有の乗用車を賃借し、業務用に使用するための費用に対する仕入税額は控除しない。

**執行基準 39-80-1 【土地関連購入税額の範囲】**

- ①自己の売上税額から控除されない土地関連仕入税額とは例えば次のようなものをいう。
1. 建築物のある土地を取得してその建築物を撤去し、土地のみを使用する場合には撤去した建築物の取得及び撤去費用に係る仕入税額
  2. 土地の取得のための直接的な費用として発生した売上斡旋手数料など土地の取得に要する明らかなローン関連の仕入税額
  3. 事業者が金融諮問役務の供給を受けて発行された税金計算書上の仕入税額のうち土地の取得課関連仕入税額
  4. 工場建物の新築のために林野に大地造成工事をする場合、当該工事費用関連仕入税額
  5. 土地の造成と建物・構築物等の建設工事に共通して関連し、その実地帰属を区分することができない仕入税額のうち、総工事費（共通費用を除く）に対する土地の組成に関する工事費用の割合計算した仕入税額

6. 土地の取得のために支給した仲介手数料、鑑定評価費、コンサルティング費、名義移転費用に係る仕入税額
7. 課税事業を行うための事業計画承認又は人・許可条件で事業所近隣に進入道路を建設して地方自治体に無償で帰属させた場合の進入道路建設費用関連仕入税額
- ②土地関連仕入税額でみなさない仕入税額は、次のとおりである。
  1. 工場又は建物を新築の新築に伴い建築物周辺に造園工事をして公園を作った場合、当該工事関連仕入税額
  2. 課税事業に使用するための地下建物を新築するために、地下室のつぼ堀に使用された重機使用料、支柱木、支柱鉄筋などに関わる仕入税額
  3. 土地と区分される減価償却資産である構築物（よう壁、石畜、下水道、マンホールなど）工事関連仕入税額
  4. 工場構内の土地上にコンクリート舗装工事をする場合、当該工事関連仕入税額
  5. 課税事業に使用してきた自己所有の老朽建物を撤去して新築する場合、当該撤去費用と関連した仕入税額

## 12. 税金計算書総計表の提出(法 54)

- ①事業者は、税金計算書または輸入税計算書を発行したか、または発行された場合には、次の各号の事項を記した売上先別税金計算書合計表と仕入先別税金計算書合計表（以下「売上・仕入先別税金計算書合計表」という。）を当該予定申告又は確定申告（第 48 条第 3 項本文が適用される場合は、該当課税期間の確定申告をいう）をする時、共に提出しなければならない。
  1. 供給する事業者及び供給される事業者の登録番号と氏名又は名称
  2. 取引期間
  3. 作成年月日
  4. 取引期間の供給価額の合計額及び税額の合計額
  5. その他大統領令で定める事項
- ②第 32 条第 2 項又は第 5 項の規定により電子税計算書の発行又は発行を受け、第 32 条第 3 項及び第 5 項の規定による電子税計算書の発行を当該財貨又は用役の供給時期が属する課税期間(予定申告の場合には、予定申告期間)最終日の翌月 11 日までに国税庁長に送信した場合には、第 1 項にかかわらず当該予定申告又は確定申告（第 48 条第 3 項本文が適用される場合には、当該課税期間の確定申告）の際、売上・仕入先別税金計算書合計表を提出しないことができる。
- ③第 48 条第 1 項及び第 4 項により予定申告をする事業者が各予定申告とともに売上・買取先別税計算書合計表を提出できない場合には、当該予定申告期間が属する課税期間の確定申告をする際に併せて提出することができる。
- ④輸入税計算書を発行した税関長は、第 1 項及び第 2 項を準用し、売上先別税金計算書合計表を当該税関所在地を管轄する税務署長に提出しなければならない。
- ⑤税金計算書の発行を受けた国家、地方自治団体、地方自治団体組合、その他大統領令で定める者は、仕入先別税金計算書合計表を当該課税期間が終了した後 25 日以内に納税地管轄税務署長に提出しなければならない。
- ⑥第 1 項から第 5 項までで規定した事項のほか、売上・仕入先別税金計算書合計表の作成及び提出に必要な事項は、大統領令で定める。



### 13. 現金売上明細書等の提出(法 55)

- ① 次の各号の事業のうち、当該業種の特性及び税源管理を考慮して大統領令で定める事業をする事業者は、予定申告又は確定申告をするとき、企画財政部令で定める現金売上明細書を一緒に提出しなければならない。
1. 不動産業
  2. 専門サービス業、科学サービス業及び技術サービス業
  3. 保健業
  4. その他の個人サービス業
- ② 不動産賃貸業者は、企画財政部令で定める不動産賃貸供給価額明細書を予定申告又は確定申告をするとき、共に提出しなければならない。〈改正 2014. 1. 1.〉
- ③ 現金売上明細書及び不動産賃貸供給価額明細書の作成及び提出等に必要な事項は、大統領令で定める。

### 14. ゼロ税率添付書類の提出(法 56)

- ① 第 21 条から第 24 条までの規定によりゼロ税率が適用される財貨又は用役を供給する事業者は、第 48 条第 1 項・第 4 項及び第 49 条により予定申告及び確定申告をするとき、予定申告書及び確定申告書に輸出実績明細書等大統領令で定める書類を添付して提出しなければならない。
- ② 第 1 項による書類を添付しない部分については、第 48 条第 1 項・第 4 項及び第 49 条による予定申告及び確定申告とみなさない。
- ③ 第 1 項による書類の作成及び提出等に必要な事項は、大統領令で定める。

### 第 71 条 帳簿の作成・保管

- ① 事業者は、自己の納付税額又は還付税額と関係するすべての取引事実を大統領令で定めるところにより帳簿に記録し、事業所に備えておかななければならない。
- ② 事業者が付加価値税の課税対象となる財貨又は用役の供給とともに、付加価値税が免除される財貨又は用役を供給し、又は第 42 条第 1 項\*の適用を受ける場合には、課税される供給と免税される供給及び免税農産物等を供給された事実をそれぞれ区分して帳簿に記録しなければならない。
- ③ 事業者は、第 1 項及び第 2 項により記録した帳簿及び第 32 条、第 35 条及び第 36 条により発行又は発行された税金計算書、輸入税計算書又は領収証をその取引事実が属する課税期間に対する確定申告提出期限後 5 年間保存しなければならない。ただし、第 32 条により電子税金計算書を発行した事業者が国税庁長に電子税金計算書発給明細を転送した場合には、この限りでない。
- ④ 事業者が「法人税法」第 112 条及び「所得税法」第 160 条により帳簿記録義務を履行した場合には、第 1 項による帳簿記録義務を履行したものとみなす。
- \* 第 42 条 免税農産物等仕入税額控除特例

### Ⅲ. おわりに